

産業廃棄物処理計画書

2022 年 6 月 20 日

(宛先) 松本市長

住 所 松本市島立943
 氏 名 セキスイハイム信越株式会社
 中南信支店 支店長 XXXXXXXXXX
 連絡先(電話) 0263-40-2817

〔法人にあつては、主たる事務所の
 所在地、名称及び代表者の氏名〕

松本市廃棄物の適正な処理の確保に関する条例第64条第1項の規定により、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、この書面を添えて提出します。

事業場の名称	セキスイハイム信越株式会社
事業場の所在地	松本市島立943
計画期間	2022年4月1日～2023年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	一般土木建築工事業
②事業の規模	102億400万円
③従業員数	94名
④産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>新築現場 → 運搬委託 → 中間処理委託 → 再生(販売) 再生委託(サーマル・マテリアル)</p> <p style="margin-left: 150px;">〔 破碎・減容固化 切断圧縮 〕</p> <p>解体現場 → 運搬委託 → 中間処理委託 → 再生(販売) 再生委託(サーマル) 処分委託(埋立)</p> <p style="margin-left: 150px;">〔 破碎・減容固化 切断圧縮・焼却 〕</p> <p style="margin-left: 150px;">処分委託(埋立)</p>

(第2面)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

添付①のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	添付②のとおり	
	排 出 量	762.97 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別、再生ルートのある産廃業者への委託		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	添付②のとおり	
	排 出 量	686.67 t	t
	(今後実施する予定の取組) 分別、再生ルートのある産廃業者への委託		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラス・陶磁器くず、金属、木屑、石膏ボード、廃プラスチック、がれき類、紙くず、ダンボール 手順書による分別
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ガラス・陶磁器くず、金属、木屑、石膏ボード、廃プラスチック、がれき類、紙くず、ダンボール 手順書による分別

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	t	t
(これまでに実施した取組)			
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	t	t
(今後実施する予定の取組)			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

①現状	【前年度（2021年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	添付②のとおり	
	全処理委託量	762.97 t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	320.14 t	t
	再生利用業者への処理委託量	729.88 t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	186.78 t	t
	(これまでに実施した取組)		
廃棄物は8分別化を行い再資源化を推進 年度目標を設定し1ヶ月単位で観測している 【旧家屋解体現場】 コンクリート（瓦礫）・木屑は原則リサイクル 他の廃棄物についてもリサイクル率の向上に取り組んでいる			

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	添付②のとおり	
	全処理委託量	686.68 t	t
	優良認定処理業者への 処理委託量	288.13 t	t
	再生利用業者への 処理委託量	656.16 t	t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	168.10 t	t
	<p>(今後実施する予定の取組)</p> <p>マニフェスト伝票の適正利用により産廃管理を徹底する</p> <p>【新築現場】 廃棄物8分別の実施</p> <p>0エミッション（廃棄物ゼロ）の実現</p> <p>【旧家屋解体現場】 リサイクル可能業者の開拓によりリサイクル率を向上させる</p>		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が500トン以上1,000トン未満の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 3 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 4 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。

【 2022 】 年度産業廃棄物処理計画書（産業廃棄物の実績及び計画の量）

（単位：t）

「実績」欄：前年度産業廃棄物排出量

「計画」欄：当年度産業廃棄物排出量の目標値

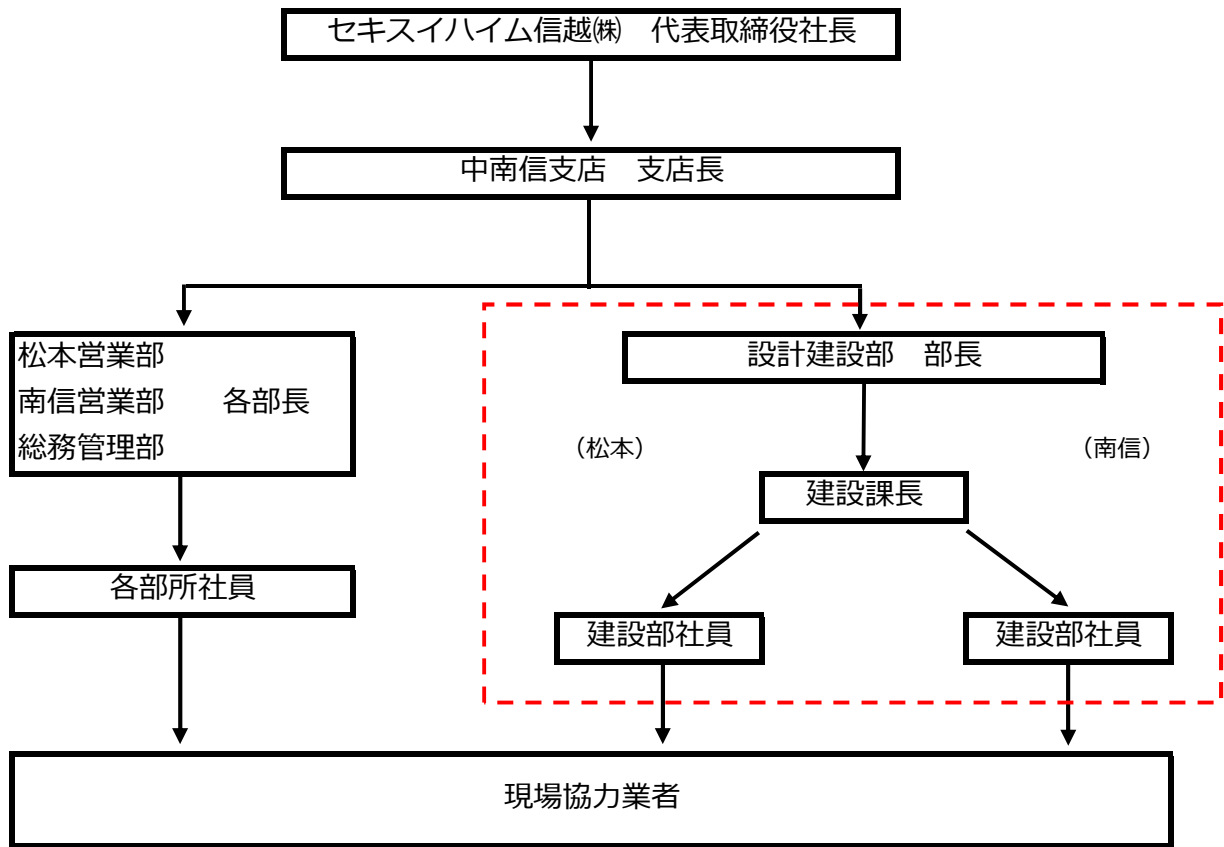
産業廃棄物の種類	総排出量		自ら再生利用を行った（行う）量		自ら行う中間処理				処理の委託に関する事項											
					自ら熱回収を行った（行う）量		自ら中間処理により減量した（する）量		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量		全処理委託量		優良認定処理業者への処理委託量		再生利用業者への処理委託量		認定熱回収業者への処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	
	自ら直接再生利用した量等を含めた事業場における産業廃棄物の合計量		自ら直接再生利用する量と自ら中間処理を行った後に再生利用する量				中間処理前の量から中間処理後の量を引いた量		自ら直接埋立・海洋投入処分する量と自ら中間処理した後に自ら埋立・海洋投入処分する量		自社内で処理を行わず直接委託した量と自ら中間処理した残量のうち処理業者に委託して処理する量		優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量		中間処理後、有効利用されている場合の委託量（委託先から別の業者に売却等される場合を含む。）		認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の第1項の認定を受けた者）への処理委託量		認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量	
	①	②+⑧	⑤		⑦		③+⑨		⑩		⑪		⑫		⑬		⑭			
実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	実績	計画	
法律	1 燃え殻																			
	2 汚泥																			
	3 廃油																			
	4 廃酸																			
	5 廃アルカリ																			
	6 廃プラスチック類	124.74	112.27										124.74	112.27	6.65	5.99	118.90	107.01		
政令	1 紙くず	6.00	5.40									6.00	5.40			6.00	5.40			
	2 木くず	186.78	168.10									186.78	168.10			186.78	168.10		186.78	
	3 繊維くず	0.36	0.32									0.36	0.32			0.36	0.32			
	4 動植物性残さ																			
	5 ゴムくず																			
	6 金属くず																			
	7 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	139.90	125.91									139.90	125.91	12.00	10.80	139.90	125.91			
	8 鋳さい																			
	9 がれき類	277.94	250.15									277.94	250.15	274.24	246.82	277.94	250.15			
	1 家畜ふん尿																			
	11 家畜の死体																			
	12 動物系回形不燃物																			
	13 ばいじん																			
	14 処分するために処理したもの																			
管理型混合廃棄物	27.25	24.52									27.25	24.52	27.25	24.52						
合計	762.97	686.67									762.97	686.67	320.14	288.13	729.88	656.89		186.78	168.10	

※ 総排出量=自ら再生利用を行った（行う）量+自ら中間処理により減量した（する）量+自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量+全処理委託量

【記載方法】

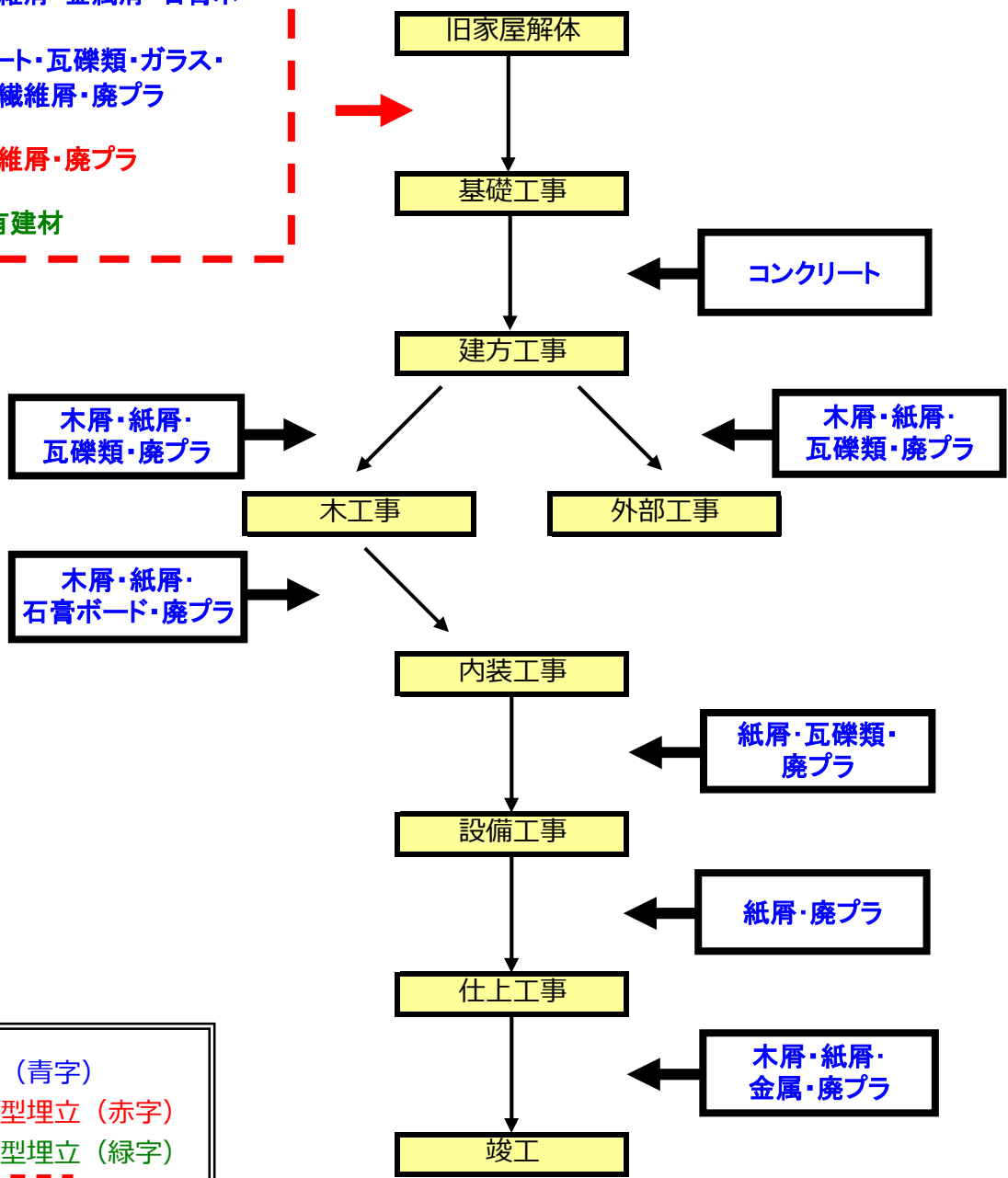
- ・産業廃棄物の種類ごとに、当てはまる欄の左側に前年度実績（現状）の量を、右側に本年度計画（目標）の量を、それぞれ記載してください。
- ・「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、「全処理委託量」欄へ記入した後、右欄にそれぞれの量を記載してください。
- ・「自ら再生利用を行った（行う）量」の欄は、「自ら直接再生利用した量」と「自ら中間処理した後再生利用した量」を合算して記載してください。
- ・「自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った（行う）量」は、「自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量」と「自ら中間処理した後に自ら埋立処分又は海洋投入処分をした量」を合算して記載してください。

添付①



※新築・解体廃材の管理及び協力業者指導は点線内の社員が中心となって行う

- 【解体廃材】
- 木屑・繊維屑・金属屑・石膏ボード・
コンクリート・瓦礫類・ガラス・
陶磁器・繊維屑・廃プラ
- 紙屑・繊維屑・廃プラ
- 石綿含有建材



- 再生（青字）
- 管理型埋立（赤字）
- 安定型埋立（緑字）
- 解体廃材
- 新築廃材